

# 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から市民税・県民税・森林環境税を徴収し、納入していただく制度です。地方税法及び黒石市税条例により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主の方は原則、特別徴収をしていただく必要があります。普通徴収とする場合は給与支払報告書提出の際、仕切り紙②「普通徴収への切替理由書」の提出と、「給与支払報告書（個人別明細書）」に切替理由区分の記入が必要となります。御理解と御協力をお願いします。

## ■普通徴収への切替理由に該当する場合のみ、普通徴収とすることができます。

### ●切替理由について

A…総従業員数が2人以下

(下記「B」～「F」に該当する全て（他市町村含む）の従業員数を差し引いた人数)

B…従業員が2か所以上で働いており、他の事業所が主な勤務先の場合

C…給与が少なく税額が引けない

D…給与の支払いが不定期（支給されない月がある）

E…事業専従者（個人事業主のみ）

F…退職者、5月末までの退職予定者、死亡者

※退職後に再雇用する人（引き続き給与の支給がある人）は該当しません。（例：雇用契約の更新等）

### ●切替理由にあてはまらない次のような場合は、普通徴収とすることはできません。

- ・パート・アルバイト従業員という理由
- ・従業員の個人的な希望
- ・事務の増加や経理担当者がいないなど

### ●普通徴収とする場合の留意点

1. 別紙の仕切り紙②「普通徴収への切替理由書」は、給与支払報告書を提出する際に、普通徴収とする方がいる場合に使用するものです。

2. 「普通徴収への切替理由書」の理由区分A～Fの人数欄に該当する人数を記入し、その合計人数と「給与支払報告書（個人別明細書）」の提出人数が一致するか確認してください。
3. 普通徴収への切替理由に該当する方の「給与支払報告書（個人別明細書）」の摘要欄に、『普通徴収 理由F』等のように記入してください。

650,000	1152,359	85,721	15,000
(摘要)			
普通徴収	理由F (令和8年3月31日退職予定)		
円	円	円	円
650,000	1152,359	85,721	15,000

### ●電子申告で普通徴収とする方がいる場合

仕切り紙の提出は不要ですが、必ず「普通徴収」欄を選択した上で、「給与支払報告書（個人別明細書）」の摘要欄に切替理由区分等を入力してください。

☆個人別明細書の摘要欄に切替理由区分の記入がない場合、特別徴収とさせていただくことがありますので、切替理由区分の記入漏れがないよう御注意ください。